

日本 NPO 学会 理事会第 10 期 第 17 回理事会 議事録

開催概要

日時：2020 年 2 月 28 日（金）13:35～17:40

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 19-19 アプローチタワー14 階 「1406 教室」

出席理事：岡本会長、早瀬副会長、雨森理事、岡田理事、岡村理事、坂本理事、
田中理事、永井理事、初谷理事、三木理事、小田切理事・事務局長

欠席監事：濱口監事

欠席理事（委任状有）：秋葉理事、後理事、筒井理事、藤井理事、杢永理事、山岡理事
（委任状無）：岸本理事、目加田理事

オンライン出席：今田理事、粉川理事、桜井理事、仁平理事、各務監事

議案・配布資料・参考資料

- ・別添の議事次第および配布資料を参照

1. 理事会の成立、進行、出席者の確認

- ・理事会の成立の確認 第 26 条

会則第 26 条の定めにより、過半数の理事（23 名中出席 11 名、委任状提出 6 名）が出席であり、本理事会が成立していることが確認された。なお、オンライン出席の取り扱いに関しては、下記第 1 号議案を参照。

- ・議長

会則第 25 条の定めにより、岡本会長が議長を務めることが確認された。

- ・議事録署名人の選出

第 26 条第 3 項に基づき、議事録署名人として、三木理事、雨森理事が選出された。

2. 審議事項の経過と結果

(1) 第 1 号議案：理事会の議決について

・岡本会長より、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への緊急対応策として、本日の理事会は、WEB 会議ツール「Zoom」を利用したオンラインでの出席を採用することについて提案があった。また、今後については議決に関する規則類の整備をはかりつつ対応していくこと、について説明が行われた。

質疑等

- ・なし

承認事項

審議の結果、第1号議案について原案通り承認した。

(2) 第2号議案：正副会長選挙実施規程案について

・初谷組織運営委員長より、正副会長選挙実施規程案について説明が行われた（第2号議案資料）。規程のポイントとして、本人が無記名かつ郵送で投票すること、選挙管理者は前任会長が就任すること、不在者投票の仕組みを入れたこと、被選挙人になることについて辞退の受付をすること、第1回理事会において投票用紙を用いて投票すること、などについて解説があった。

質疑等

- ・前任会長が選挙管理者になるということは、前任会長には被選挙権はないということか。規程上はないとは書いていないが、普通は、被選挙権はないはずだ。

⇒（初谷委員長）

前任会長も被選挙権者となり得る。

- ・選挙管理委員会から1名指名してもらうということはできないのか。

⇒（初谷委員長）

そういった案も考えたが、今の執行部を信頼していただいてよいのではないか。

- ・そのような人的な話ではなく制度論である。一般的には管理者に被選挙権はないのでは。

⇒（初谷委員長）

もちろん理解している。しかし、投票はみなさんの面前で行われるし、書類もきちんと残すということで、このあたりで落ち着いたらどうかと思う。

⇒（岡本会長）

今回の選管では、非改選理事以外にお二人お願いしている。ただ、被選挙権を放棄してもらうことになるため、非常に心苦しくお願いしにくかった。みなさん大変お忙しいし、選管の業務も大変なので、その方たちに正副会長選挙までお願いできるかどうか心配だった。厳選性を厳密に

とれば、選管の方々にやってもらうのがいいと思うが、実務的な観点から今回はこのような形になった。

- ・実質的には問題ないと思うが、理事選挙は選管の方に被選挙権がないというロジックをとるのに、その後は違うわけであり、ロジックとしては破綻しているがいいのか。

- ・会長、副会長の任期制限などは入れなくていいのか。理事の任期制限はあるが。会長が管理者をやるのであれば、会長は1期で交代していくなどの方法はある。

- ・副会長は選挙した方がいいのか。会長は選挙でいいが。今回はたまたま大阪の二人が会長・副会長で連絡も取りやすいが、東京と大阪等になった場合は旅費も大変である。副会長の位置づけをどのように考えるかだが、会長の補佐だとすると、指名制でもいいのではないか。その方がスムーズだ。

- ・昔は、指名制だった。

- ⇒（初谷委員長）

- これは、会則改正の議論のなかで、選挙でやろうということになった。

- ⇒（岡本会長）

- 以前の理事会でも、理事の会長指名という話もあったが、お友達内閣のようになってしまわないか心配もある。もちろん、このあたりは重要な論点であり、今後の運用のなかで議論されていくべきとは思う。

- ・投票の成立に関する規程はないが、それでよいのか。

- ⇒（初谷委員長）

- 選挙関係の規程は、やろうと思えばもっと細くなるが、やはり理事になられた以上、そこは責任をもってやっていただくという考え方である。

- ・最後、投票数が同数の場合、くじで決めるということだが、学会のあり方としてそれでいいのか。くじで決まった会長が出てしまう。

- ⇒（岡本会長）

- 今回の大会時の新理事会も、時間が限られている。限られた中できちんと決まるようにしていく必要がある。

- ・副会長の選任のことで、会則を確認したが、会長、副会長は理事会の互選となっている。会長が選出された後、それを基に理事会で互選するという方法はある。

ないしは、後日、会長が指名する人にするという手もある。

⇒（初谷委員長）

解釈論としてあり得るし、問題提起としても重要だが、かつての会則制定の過程でそこについては選挙をきちんとやるということになった。今後の課題として記しておいていただきたい。

承認事項

審議の結果、第 2 号議案について原案通り承認した。

（3）第 3 号議案：研究大会規程（骨子案）・研究大会運営規程（骨子案）について

・初谷組織運営委員会委員長より、研究大会規程（骨子案）および研究大会運営規程（骨子案）について説明が行われた（第 3 号議案資料）。本規程策定が、2019 年度の総会で承認された事業計画に記載されている「企画業務と実行業務の適切な分担」に基づいていること、従来の実行委員会に加え新たに企画委員会を設置するかどうかを選択できる点がポイントであること、研究大会のあり方や関連組織の関係性を定める「研究大会規程」と、各組織の具体的な業務を定める「大会運営規程」という 2 階建ての構成にすること、今日の意見を反映させたうえで、今後、3 月～4 月のメール理事会あるいは 5 月の理事会での決議を予定していること、などについて解説がなされた。

・田中大会運営委員会委員長より、大会実行委員会の業務の軽減を図ることを想定していること、開催校の状況を踏まえ企画委員会の設置を選択できる点が重要であること、大会運営委員会の業務が増加するため対応を検討する必要があること、などについて説明があった。

質疑等

・企画委員会を置くか置かないか選択できるということはわかったが、建付けとして、企画委員会が置かれなかった場合に、大会運営規程にある企画委員会の業務はだれがやるのか。例えば、基調講演やシンポジウムの企画は企画委員会の所掌ということでは。

⇒（初谷委員長）

企画委員会を置かなかった場合は、実行委員会が担うという規程をどこかに入れる必要があるかもしれない。

・アイデアとしては、企画委員会は毎回置いていいのではないか。開催校がやりたかったら併任したらいいのでは。併任に関する規程は書いてないが。他方で、仮に併任できる場合、常設委員会である大会運営委員会には委員の過半数による決

議というルールがあるので、運営委員会と企画委員会や実行委員会も併任することになるとかなり肥大化してしまう可能性があるではないか。大会規程の第3条のところに関して。

⇒（田中委員長）

資料9ページの絵にあるように、組織としては別組織になる。

⇒（初谷委員長）

委員が併任してもかまわない。ただし、企画委員会などは運営委員会の外に置くことになる。また、そのことについて、事前に田中先生ともご相談し、最低この人たちは兼ねておいた方がいいと思われることについて9ページに書いている。例えば、大会運営委員会には企画委員長や実行委員長に委員で入ってもらうことや、企画委員には開催校代表者や学術研究委員、編集委員などが入ること、そして、実行委員会には近隣校の方が入ることなど。

- ・大会事務局スタッフ（有償）を置くと書いてあるが、これは入れてしまってもいいのか。過去、この事務局スタッフ問題は理事会でも何回か議論している。

⇒（初谷委員長）

入れない方がよろしいか。

- ・入れてしまうと、おそらく今後有償化していくことになるのでは。だが、執行部や学会事務局長は無償でやっているわけであり、会員の事務局スタッフを有償化する方向でいいのか。有償化は龍谷大会の特殊事情だと思う。今後、もし必要が出てくれば有償化したらいいわけであり、この常設規程には入れない方がいいのではないか。

⇒（早瀬副会長）

駒澤大会も有償化しており、龍谷大会だけではなくなっている。

⇒（岡本会長）

難しい問題である。元々は、石田さんが大会事務局も兼ねて無償でやっていたわけであり、それを分担したうえで有償化というのは。有償は前提としない方がいいのかもしれない。

- ・有償化は学会の方針に関わることである。多くの業務がボランティアで成り立っている。

- ・今回、受付業務は業者に任せることになるのか。他の学会では参加登録から何から業者に委託している。

⇒（小田切事務局長）

現在、報告申込受付と参加申込受付については、以前 WEB 管理をお願いしていた佐藤さんにつくっていただいたシステムを使っている。ただ、後ほど報告事項で報告するが、今回、一般参加申込のクレジット決済サービスについては、学会支援機構に委任する予定である。

⇒ (岡本会長)

この規程については、次の東北開催の依頼のこともあるので、早く決めていきたい。また、微妙な問題もあるので、シコリが残らないようにしたい。この 3 月にメール理事会をやるので、そこで一緒にできればいいが、メール理事会では議論できないということであれば、5 月の理事会で決議となる。

⇒ (小田切事務局長)

有償化の話に関して、事務局スタッフを雇用する場合、昨年策定したパートタイム労働者の就業規則の規程を受けることになるため、そちらの規程との兼ね合いも考える必要がある。学生スタッフにも雇用契約にかかる通知書を渡している。

- ・東北での開催は、おそらく企画委員会は設置せず、実行委員会のみとなるのではないと思う。すでにシンポジウムのアイデアなども考えられている。
- ・龍谷大会の後援がそうだったが、開催校から助成金を出すことがあり、その共催のあり方についてこの規程のなかに入れるべきかどうかという点である。そうした助成金でスタッフを雇う場合もあるため、規程では、有償化について幅を持たせておいた方がいいのではないか。
- ・大会運営委員会が研究報告や公募セッションの審査をやることになっていて、これは大きな変化であるが、これでいいのか。普通は企画委員会がやった方がいいのでは。大会運営委員会は理事委員会で住んでいるところもバラバラになるので議論しにくいのでは。

⇒ (初谷委員長)

大会運営委員会は任期 2 年であるため、2 回にわたってこの仕事をすることになる。会長が会員とのコミュニケーションとよく言われているが、会員ときちんと向き合っていくという意味で、審査は大会運営委員会が担当する方がいいかなという案も出ている。

- ・いまの話は、アブストラクトの審査を大会運営委員会がやるということになるのか。やはり審査は企画委員会がやるのが役割ではないか。結局、運営委員会の先

生方は企画委員会に入らざるをえないと思うので、実行部隊としての企画委員会の業務に位置付けた方がいいと思う。理事会決定案件にならなければ、企画委員会でいいのでは。

- ・ひとり2回報告に限るという記載があるが、もう少し詳しく書くべき。例えば、ファーストオーサーが2回に限るのか、パネルで登壇したら、あるいは司会をしたらどうなるのか、など。

⇒（岡本会長）

限定する趣旨は何かということであり、あまりにも報告数が多くて困っているということであれば限定すべきだが、それほどではない。ただ、あまりにも同じ顔触れでも困る。多様な関係者に参加してもらうという趣旨が入っていると考えている。

- ・規程には入れずに、その都度の大会の判断でもいいとは思う。

⇒（岡本会長）

この規程は、兼任を使うことによって流動的に運用できるものになっている。一旦規程をつくって、その中で賢い運営の仕方をつくっていくことを検討していく必要があると思う。重要な論点が出されたので、また3月のメール理事会でさらに揉んでいただいて、決議できればそこで決める形にしたい。

承認事項

審議の結果、第3号議案について継続審議とした。

（4）第4号議案：倫理規程案について

・初谷組織運営委員長より、倫理規程案について説明が行われた（第4号議案資料）。これまで議論のあったハラスメントの問題にかかわる規程として検討したこと、研究倫理や多様なハラスメント、研究資金や著作権などに対応する倫理規程と、そのハラスメントの対策実施にかかわる部分を別立てにした構成となっていること、ハラスメント対策委員会について特設委員会として位置づけることで目的が達成されるだろうこと、などについて解説があった。

質疑等

- ・ハラスメント対策委員会は理事で構成されるのか。あるいは理事以外も入れるのか。また、会長がハラスメントした場合はどうなるか。

⇒（岡本会長）

独立性をどう担保するかという話になると思う。

⇒（初谷委員長）

それであれば、「会長に直属するものとして設置する」という表現は消してしまってもいいかもしれない。

⇒（岡本会長）

特設委員会をつくる場合は、理事の兼任規程がある。災害関係の委員会もいまできているので、人事運用が難しくなる印象がある。

- ・研究倫理規程はつくってあったか。例えば、ノンプロフィットレビューに載った論文に剽窃があった場合などもここに連絡がくる可能性があるのでは。

⇒（初谷委員長）

ご指摘の点はまだ十分詰まっていない。研究倫理に関する委員会をつくるアイデアも考えたが、懲戒の規程があるのでそちらで対応できるのではないか、というのが現時点の判断である。迷っているところではある。

- ・その点は、ハラスメントとは別に苦情窓口みたいなものをつくっておけばいいのではないか。公益通報窓口みたいなものを。

⇒（初谷委員長）

いまのご指摘を踏まえると、ハラスメントに限らず、諸々のことを通報できる窓口を設けることはあるかと思う。

- ・原案だと、相談員が相談を受けた後、どういった対応がなされるのかについて、ロジスティックスがよくわからないところがある。

- ・委員会の 5 項に、「相談員は受け付けた苦情や相談について委員会に速やかに報告する」となっているが、相談者によっては委員会に上げないでくれというケースもある。現状では、必ず報告しなければならないようになっている。本人の意向を尊重する必要がある。

⇒（初谷委員長）

相談者に話を秘密にしておいてくれと言われても、「こんなこと隠しておけるか」ということにならないか。

- ・相談員の負担が結構大きいように思う。あて職でやるのか、専門家にやってもらうのか。

- ・本当にきちんとやろうと思ったら、もっと詳細な手続き規程を設ける例もある。かなり細くなる。外部相談員と内部相談員に分けたりなど。
- ・本件は、最近、どの学会でも考えないといけないという大前提はある。しかし、難しいのは、ハラスメントをした人の事実認定をめぐって非常に難しい状況がおこる。我々には捜査権がなく事実認定ができない。そのような状況にどう対応するかがわからないなかで、このような規程をつくってしまうと、委員の方が大変困ると思う。
- ・ハラスメントに関して、こういった窓口があるといった情報提供や啓発などを中心にやっていくことはできる。困りごとの解決や事実認定などは無理である。逆に訴えられる可能性もある。そのリスクを引き受ける相談員の担い手もいなくなる。大学等で処分が下った人に、登壇者からはずすといった対応は他の学会でもみられる。ひとまず、ハラスメントの問題にこちらが何か判断を下すということは非常に難しいということは認識した方がいい。
⇒（岡本会長）
 ということは、つくらない方がいいということになるのか。学会で窓口をつくったら判断をしないといけなくなる。
- ・啓発はした方がいい。相談にのるところまではいいのでは。事実の認定や処罰はこの委員会がやらなかったらいい。
- ・別の学会でこのような例がいくつかあったが、例えば、学生から申し立てがあり、大会での発表時に指導教員と一緒にならないようにしてくれだとか、会員同士の痴話げんかだとか、ひきこもりの調査で活字にするときにこんなものになるとは思わなかったといって訴えてきたケースなどがある。このあたりがリアルなところではある。
- ・事実関係の認定はたしかに非常に難しい。ただ、ひとつのパターンとしてあるのは、本人からの申し立てがあったときに、第三者機関としてきちんと聞き取りをしてやっているケースもある。そこまでここに入れるかどうかだ。本当は、深刻な事態が発生する前に規程をつくって対応しておくのがいい。
- ・双方から聞き取りをして事実認定をすることは、1年間研究を放棄してそれにかかりつきにならないといけない、という覚悟が必要になると思う。
⇒（初谷委員長）

会則 9 条で、懲戒規程がある。ここにいまの倫理規程が含まれてくる。違反したときは、調査委員会を別途立ち上げて対応することになるので、こちらのルートに乗ることになる。いまの議論を聞いていると、窓口にとどめ、ハラスメント委員会を別途立ち上げる必要はないようにも思う。

- ・啓発などをやる委員会はあるといいのでは。そのように内容を変えるのもひとつの手である。

⇒（初谷委員長）

この委員会はどういった日常的な業務は想定していなかった。

- ・委員会は必要である。懲戒にのせるにしても、その判断をしないといけない。相談で終わるケースも多いので、その辺の窓口的なものはあってもいい。

⇒（初谷委員長）

そのあたりを整理して再度諮りたい。この案件は、今期中ということではよろしいか。

⇒（岡本会長）

総会場で、この規程をつくったことを表現した方がいい。3 月理事会は難しそうなので 5 月か。

- ・当面は、会長や理事会などから宣言文というかメッセージとして出すというのもひとつの手であると思う。

- ・原案だと、倫理規程のハラスメントにかかわる委員会になっているが、先ほど指摘があったように、研究倫理にかかわる委員会をつくる手もある。

⇒（岡本会長）

現状、ハラスメントの場合、どこがどう対応するのかという問題がある。

窓口的なものはつukらないといけない。セクシャルハラスメントの場合なんかは相談員がいた方がいい。先ほど事実認定は大変だという話はあったが、窓口をつくるなら事実認定をする努力はせざるを得ないと思う。

- ・最近では、セクハラよりもモラハラが多い傾向になる。いずれにしても、やるんだったら覚悟が必要だと思う。

- ・倫理規程はマイナスを防ぐものになりがちだが、NPO の研究が真理の探究や社会の公正に資するみたいな一文があった方がいいのでは。倫理規程の存在理由がわかる。また、NPO 学会は WEB サイトを持っており、個人情報保護に関する

ルールがあると思うので、そこのリンクも必要。

⇒（小田切事務局長）

理事会等で決議された公式なものではないが、WEBに関しては、プライバシーポリシーを掲示している。問合せページに PDF がある。またご確認いただきたい。

承認事項

審議の結果、第 4 号議案について継続審議とした。

（5）第 5 号議案：スタディグループ活動助成金交付要綱改正案について

・藤井学術研究委員長の代理として、坂本学術研究委員より、スタディグループ活動助成金交付要綱改正案について説明が行われた（第 5 号議案資料 1 及び第 5 号議案資料 2）。スタディグループの人数を 10 人から 5 人に緩和、旅費を外部講師以外にも使えるように緩和、助成金額を 20 万円以内に拡大、成果報告は総会等で簡易な報告として修正、といった点について解説があった。

・初谷組織運営委員長より、組織運営委員会での検討時に、「NPO に関する学術研究」の定義は会則第 2 条との整合性を図る点、第 7 条 2（4）については要綱ではなくホームページの募集要領で掲示する点、「ニューズレター」の表現は「広報媒体」などに変更する点、についてコメントがあったことについて紹介があった。

質疑等

（岡本会長）

どこかに地域ごとのグループでもいいということを入れられないか。地域ごとの研究会での助成金申請を活性化させたい。

⇒（坂本委員）

それは、この要綱ではなく、募集要領の方で記載している。

（坂本委員）

いま組織運営委員会からご指摘いただいた点は、反映させたい。ただ、1 点目の NPO に関する学術研究については整合させた方がいいのか。ここでは、もともと「NPO の学術研究」となっていて主体が NPO とも読めるので修正したという意図だが。

⇒（岡本会長）

会則にあわせて長くするかどうかという点だが。整合させてはどうか。

- ・ソーシャルビジネス等もその定義には含まれるのか。学会賞の受賞作などにソーシャルビジネスが入っている。

⇒（岡本会長）

会則では、「NPO、NGO、ボランティア、フィランソロフィーなど」となっており、「など」に含まれるのではないか。ここでは、一応、会則の定義を採用することにしたい。細かい修文をしたうえで、募集を開始したい。ありがとうございます。

承認事項

審議の結果、第 5 号議案について原案通り承認した。

（6）第 6 号議案：2019 年度事業報告案について

・岡本会長より、2019 年度事業報告案について説明が行われた（第 6 号議案資料）。スタディグループ活動助成事業、国際研究ネットワークとの交流連携、大会・セミナー等の開催、学術誌の編集・発行、日本 NPO 学会賞授与、20 周年記念事業、科研費の審査区分表の改訂に関する情報収集、災害等対応、新会員システムの導入、総会・理事会・委員会活動、財務、などについて解説があった。また、本日の意見を反映させ、今後 3 月理事会にて承認いただく予定である旨、補足があった。

質疑等

- ・学会誌の 19 巻は、第 1 号ではなく、第 1・2 号である。

⇒（岡本会長）

了解した。修正しておく。

- ・科研費の審査区分表の改訂に関する情報収集について、これは事業計画でも書かれているが、今後、何を、どのように進めていこうと考えているのか。

⇒（岡本会長）

これは報告について記述していることなので、この後の事業計画のところで説明したい。

- ・学会のマイページのことであるが、利用促進をした方がいい。いま査読者を選ぶのに大変な苦勞をしている。名簿にある会員の専門分野が非常に古い。査読者システムと連動しているのであれば、利用促進をお願いしたい。

⇒（小田切事務局長）

査読者システムとは連動していない。名簿を編集委員会にお渡ししてい

くことになると思う。

承認事項

審議の結果、第 6 号議案について継続審議とした。

(7) 第 7 号議案：2020 年度事業計画案について

・岡本会長より、2020 年度事業計画案について説明が行われた（第 7 号議案資料 1）。駒澤大学での年次大会や学会誌投稿、学会賞応募の質・量ともに一層の充実を図ること、会員獲得を図ること、新しく会員が学び発表し集う機会の複数化を行うこと、災害対応について引き続き検討を進めること、科研費の審査区分表についてアドボカシーを行うこと、広報の体制を整備すること、コンプライアンスや財政的健全性の強化、会費徴収に尽力すること、などについて解説があった。

・早瀬副会長より、2019 年度決算予測および 2020 年度予算案について説明が行われた（第 7 号議案資料 2）。会費収入が 10 月から入り始めたばかりで昨年と比較して大幅に低いこと、他方で、支出について全体的に非常に抑制的であること、最終的に 19 万程の黒字になりそうなこと、今後会費未納の方に督促をすること、などについて解説があった。また、次年度予算については、年次大会参加費やセミナーの会費分を踏まえ経常収益を 750 万と想定すること、学会支援機構への移行費用分が削減されること、学会誌を 2 号分発行するため 120 万円を見込んでいること、一応トータルで黒字になること、などについて説明が行われた。

・なお、本議案は、本日の意見を反映させ、今後 3 月理事会にて承認いただく予定である旨、補足があった。

質疑等

・科研費の審査区分に関するアドボカシーは、何月頃の予定か。

・そのようなアドボカシーができるような仕組みになっていないということは調査委した通りである。

⇒（岡本会長）

以前はあった。2022 年度頃に部分改訂があるという話もあるので、今すぐに何か行動するというのではなく、それに向けて学会としてアプローチを検討していきたい。

・予算のこととも関連するが、スタディグループ助成は 40 万にしていきたい。

⇒（早瀬副会長）

了解した。修正をしておきたい。

- ・広報系に資金があまりついていないのでは。ネット関連の費用もそうだが、以前作った学会パンフレットの豪華なものをつくって広報するための事業計画と予算を入れてほしい。

- ・先ほども指摘があったが、名簿の整備をしてほしい。マイページの利用促進の話もそうだが、例えば、選挙のときに名前しか配布されないなかで投票するのは無茶である。名簿の整備費用みたいなものを計画と予算に入れた方がいい。

⇒（早瀬副会長）

たしかにそうである。検討したい。

- ・広報関係については、予算の担保をしていただきたい。これからニュースサイトのデザインをしたり、パンフレットのデザインをしたりと、そこにお金をかけておかないと、今後の会員獲得に大きな問題が生じるので、ご検討いただきたい。

- ・総会の限られた時間のなかで、予算の説明をするのは難しい。編成方針みたいなものを箇条書きでつくられたらどうか。

⇒（早瀬副会長）

総会時には作成するつもりである。

- ・学会誌については 120 万と見込まれているが、以前からもっと安くできるとおっしゃっていたが、どうなのか。

- ・学会誌の費用には、編集の費用も入る。また、前年と金額が変わっていないようにみえるが、ページ数が増えているので単価では安くなっているのではないか。

⇒（岡本会長）

今回、見積が遅れてやってきて、すでに発送が確定しているプロセスになってしまった。したがって、今回の見積が妥当かどうかの検証ができていない点が問題だと感じている。また、編集主幹に仕事がたまってしまっているのではないかと心配している。そこを整理する必要もある。

- ・今回、3 号分くらいのボリュームがあったのでこの金額になったが、次年度はここまでいかないのでは。

⇒（岡本会長）

検討する。もし削れるようであれば、そこを削って広報にもっていき

い。あとは国際関係にもまわしたい。

- ・会員にとって、学会誌や大会は重要であるが、その視点でこの資料をみると、例えば、「学会誌校閲関係を委託するかどうか？」という検討しているようなことを書くと、また元に戻すのかということになる。

⇒（早瀬副会長）

これは今日用の資料のため書いてある。また、編集主幹の菊池さんの仕事があのでいいかという点である。有償化のための予算項目である。

- ・一番下の事務局移転の可能性をふまえると書いてあるが、事務局の移転はどうなるかわからない。このまま資料を出すと会員が驚く可能性があるので、うまい表現にした方がいいのでは。

⇒（早瀬副会長）

何も書かずに予備費はあり得るので、そうしたい。

- ・コロナウイルスのリスクが、今後の大会等にどの程度関わってくるのかわからない。国際学会も中止になったりしている。来年度、後半にかけて若手のセミナーを行うなど、工夫があった方がいい。

⇒（岡本会長）

一応、来年、大会以外にセミナーを2回やることを計画している。夏のセミナーでもいいが、東京と大阪で実質的なセミナーをやりたい。これは学術の方で検討してもらいたい。

⇒（早瀬副会長）

今、セミナーは10万円の収入で40万の支出にしている。赤字の企画である。また、いま予算をフローでみているが、ストックでみるとそれなりに蓄えがある。学会賞特別会計も300万くらいある。それを若手の国際学会への補助にするとか検討できるかもしれない。

- ・このコロナの件について、大会の頃まで影響があるかどうかかわからないが、もしかしたら大会ができないかもしれない。そうなったら、報告の代替措置があると会員にとってはありがたいのでは。このセミナーなどは、そういったことに対応できるように計画してはどうか。

⇒（岡本会長）

すばらしい提案である。活かせるようにしていきたい。

- ・先ほど、今後の会費請求の話があったが、それは学会支援機構で行われることに

なるのか。未納の方への督促は、例えば我々でやるとかしなくてよいか。

⇒（岡本会長）

委託費には督促料も入っている。未納の方については小田切事務局長に確認してもらう。

⇒（岡本会長）

この計画や予算は、3月のメール理事会までに決定するので、それまでに案を頂いてつくっていくことになる。よろしくお願いいたします。

承認事項

審議の結果、第7号議案について継続審議とした。

(8) 第8号議案：新規入会会員について

小田切事務局長より、新規入会会員について説明があった（第8号議案資料）。12月以降1名の方が入会希望であること、年度末で十数名の退会者が出る見込みであること、などについて解説があった。

質疑等

（岡本会長）

以前の名簿は水膨れしていた。去年から大きく減ることになった。いまの名簿が実数である。

承認事項

審議の結果、第8号議案について原案通り承認した。

3. 報告事項の経過と結果

(1) 執行部業務報告について

・岡本会長より、執行部業務報告が行われた（報告1資料1）。報告資料としては、理事会開催や業務執行の課題等を示しているが、今回は、時間の関係で、詳細については省略することについて説明が行われた。

・小田切事務局長より、学会事務局業務報告が行われた（報告1資料2）。2020年1月末に会費未納会員へ再請求を行ったこと、今後3月に再度会費請求すること、200名程度未納の会員がいること、今後マイページの更新案内を送ること、年末調整の手続きが終了したこと、事務局移転にかかり名簿のデータ更新と移行について非常に時間がかかったこと、について説明が行われた。

質疑等

- ・未納の方に請求するときは、郵便振替用紙は入るのか。
 - ⇒（小田切事務局長）
郵送の場合は入る。当然だがメールの場合は入らない。
なお、先ほど質問があった名簿の件だが、会員名簿の情報をどこまで学会活動に利用してよいか、許可をとっているかなど、とくに当初からの会員の方などは記録が残っていない。そのため、どこまで共有してよいか、判断しかねている。
- ・一度、オプトアウト方式で確認した方がいい。そうすれば理事会等で共有もできる。
 - ⇒（早瀬副会長）
今度、理事選挙があるが、名簿はどうするのか。
 - ⇒（岡本会長）
従来は、名前だけだった。今回は、1 回目は名前だけ、2 回目は所属と専門分野をあわせて公開する。
- ・今の選挙の件、過去の個人情報の扱いが不明なのであれば、氏名だけを公開しても本当は問題なのかもしれない。
- ・今回の選挙ではどうするか。
 - ⇒（岡本会長）
今回は配りましょう。氏名だけであるので。2 回目は、オプトアウトで確認をとってから公開となる。
- ・選挙だけではなく、会員名簿自体の整備が必要である。名簿があるからこそ、会員も情報を更新するわけである。
 - ⇒（岡本会長）
次回からは、所属や専門分野もきちんと出せるようにしたい。
- ・名簿とマイページとの連携についてだが、研究者のリサーチマップのように、公開していい情報は公開しておくのもひとつの手である。また、マイページの情報を大会参加申込にそのまま使えるのであれば手続きは楽になるはずだが、そのあたりはどうなっているのか。
 - ⇒（小田切事務局長）

大会については、申込サンプルページ等をつくり検証したが、マイページで聞く情報と大会参加申込で聞く情報が異なっている。結局、新たなページをつくる必要があるため、マイページを条件にすると、二重の手間になってしまう。

⇒（岡本会長）

今後、マイページの更新率が上がってきたらそのようなやり方も検討できと思う。

（2）組織運営委員会報告について

・初谷組織運営委員会委員長より、業務報告が行われた（報告 2 資料）。2020 年の定時総会までの業務として倫理規程や大会運営規程等を行う予定であること、広報部会における提案の具体化を検討すること、災害時の会長メッセージ等について検討すること、4 月に委員会を開催予定であること、などについて報告が行われた。

質疑等

・なし

（3）学術研究委員会報告について

・坂本学術研究委員会委員より、業務報告が行われた（資料なし）。スタディグループ活動助成金交付要綱の改正案を検討したこと、以前の理事会でも報告した全国の非営利関係の授業科目の実態調査結果をみて検討したこと、ISTR と ARNOVA に関して広報を行ったこと、若手研究者の学会参加支援について検討したこと、について報告が行われた。

質疑等

・なし

（4）大会運営委員会報告について

・田中大会運営委員会委員長より、業務報告が行われた（報告 4 資料）。大会のプログラム案が作成されていること、シンポジウムの案を検討していること、学生セッションのうち、報告内容がどうしても学会の趣旨に合わずに審査を通らなかった方が 1 名いること、ポスターセッションについては申込者がゼロで実施しないこと、今後、登壇者の確定や大会参加費の確定が課題であること、などについて報告が行われた。

・また、第 23 回大会として、東北大学で西出優子会員を委員長に開催が見込めそうで

あることが報告された。

質疑等

(田中委員長)

シンポジウムの登壇者の謝金は駒澤大学から支援があるが、旅費は学会から出すことは可能か。

⇒ (小田切事務局長)

それはとくに問題ない。ただ前回は、会員にはお支払いせず、非会員の方のみであった。

(田中委員長)

非会員の方が一日でも参加いただける「一日券」を検討している。これについてご意見をいただきたい。

- ・ 前回の龍谷大会でも同じような議論があったが、結局採用しなかった。会員とらずに大会に参加できてしまう。やはり報告を聞くなら入会してほしいところである。シンポジウムの資料代も前回はとっている。
- ・ できれば、年次大会の収支を計算していただきたい。今年度分の大会独自の収支である。

(田中委員長)

東北大学大会での日程については、いかがか。今日は決められないと思うが。

⇒ (岡本会長)

この後、理事のみなさま宛てにメーリングリストで予定を聞いてから判断していただきたい。その状況をみて決めたい。

(5) 編集委員会報告について

・ 岡本会長より、後編集委員会委員長の代理で業務報告が行われた (報告 5 資料)。編集委員会事務局としての編集主幹の菊池遼氏の就任について理事会での報告が遅れていたため今回報告すること、学会誌 19 号の発送が遅れたことについて今後お詫び文を会員向けに出すこと、について報告が行われた。

質疑等

- ・ なし

(6) 学会賞選考委員会報告について

・雨森学会賞選考委員会委員長より、業務報告が行われた（報告 6 資料）。第 18 回日本 NPO 学会賞の作品募集を 1 月 31 日で締切 9 点の応募があったこと、作品の査読分担が決まったこと、今後、2 カ月ほどかけて審査を行い 4 月下旬から 5 月上旬に開催予定の委員会で受賞作品を決定する予定であること、また、次年度の事業と予算については今年度とほぼ同じ程度を見込むこと、について説明が行われた。

質疑等

- ・なし

(7) 災害等対応委員会報告について

・三木災害等対応委員会委員長より、業務報告が行われた（報告 7 資料）。本報告は中間報告としてまとめたものであること、災害等発生前における研究者向けおよび実務家向けストック情報の収集・発信等を検討したこと、災害発生時の会費免除細則案や意見発信、会内体制等を検討したこと、災害発生後の情報収集や WEB 対応について検討したこと、第 22 回年次大会における企画パネルの内容が決定したこと、などについて説明が行われた。

質疑等

- ・2 ページの委員会構成で、岸本委員の名前は「幸子」である。
 - ⇒（三木委員長）
訂正しておく。
 - ⇒（岡本会長）
この報告書に会長として所見を付している。資料はないのか。
 - ⇒（小田切事務局長）
資料を添付し忘れている。大変申し訳ない。
 - ⇒（岡本会長）
この報告書は初年度の報告ということで今後変更していくことになる。報告で触れられているように、例えば、災害時の会員に対する会費減免、や会長メッセージの検討、発災時を前提とした体制の整備、発災時の会務の対応の準備、災害救援活動関係の NPO やその他団体に関する情報収集など、多方面の課題がある。今後、災害等委員会や他の委員会の議事進行と調整しつつ、順次具体化をしていくようにしたい。また、コロ

ナについても災害等対応委員会と相談して対応したい。なお、所見については、この後メールでお送りする（報告 7 資料-2）。

（8）広報検討部会報告について

・小田切事務局長より、業務報告が行われた（報告 8 資料）。1 年間の委員会での検討結果として、ニューズレターの印刷物発行は停止し「ニュースサイト」を通じてコンテンツを発信していくこと、学会 WEB サイトのデザイン等は現状維持するが既存情報の整理は行っていくこと、新しいコミュニケーションツールとして facebook 等を利用すること、会員の皆様に自主的に広報する仕組みづくりを目指すこと、広報活動は事務局のみならず理事会・委員会で主体的に担ったり分担したりする体制整備が必要であること、などについて説明が行われた。

質疑等

（岡本会長）

この報告書も所見をつくっているが、資料が添付されていない。この後お送りする（報告 8 資料-2）。要約すると、基本的にこの方向でいくことである。ニュースサイトや facebook を今年度中につくって運用していくのでご協力を願いたい。また、このような広報の実施体制については、事務局で委員会をつくってやることも可能だが、組織運営委員会のなかに広報を入れて広報を担うのがいいのではないかと考えている。なお、会員細則にニューズレターを何冊送るという記載があるので、総会に向けて細則改正を検討していきたい。

- ・ニュースサイトにはどの程度予算をつけたらよいか。

⇒（小田切事務局長）

サイトの運用は現在のサーバー契約料金に含まれており、追加費用はかからない。デザインを専門的にやるとすると別途必要だが。

- ・デザイン料は、見積等をとらないとすぐにはわからない。

⇒（岡本会長）

また検討したい。なお、理事の皆様も、報告を読んでいただき、ぜひご意見等をいただきたい。

（9）20 周年記念事業委員会報告について

・早瀬副会長より、業務報告が行われた（報告 9 資料）。会員アンケートを実施したこ

と、龍谷大会で20周年記念パネルを実施したこと、20周年記念の学会誌特集号を発刊したこと、以上の取組をもって委員会の事業は終了となること、などについて説明が行われた。

質疑等

(岡本会長)

アンケートの結果は、できるだけご意見を反映させられるよう検討したい。この委員会については、今年度末をもって閉じるということを確認したいということである。

(10) その他

- ・小田切事務局長より、5月の理事会日程について、5月9日あるいは10日の場合に都合が悪い方がいるかどうか、確認があった。

質疑等

- ・次は東京で開催か。

⇒ (小田切事務局長)

次は東京の予定である。ご都合がつかない方が多ければ別日を検討しようと思っていたが、そうではなさそうなので、後ほど、この両日を候補としてメールで調整をさせていただきたい。

以 上

議長

岡 本 仁 宏 印

議事録署名人

三 木 秀 夫 印

雨 森 孝 悦 印